

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 4 節 不当廉売関税 （新規供給者に係る貨物に係る担保の提供等） 8－1 不当廉売関税に関する政令（平成 6 年政令第 416 号）第 17 条の 2 の規定に関する取扱いについては、次による。 (1) 令第 17 条の 2 第 1 項の規定による財務大臣からの通知に係る輸入申告の許可に当たり、輸入者に対し、担保の提供を命ずる場合は、「担保提供命令通知書」（税関様式 T 第 1005 号）により行う。 この場合の担保の提供手続については、関税法基本通達 <u>9 の 11－1</u>（関税の担保の種類）から <u>9 の 11－9</u>（担保の追加提供）により処理する。なお、担保の提供を命じた場合には、関税法第 72 条の規定により、当該輸入者から担保の提供がなければ、当該輸入申告に係る許可はできないので留意する。 (2) （省略） (3) 令第 17 条の 2 第 2 項の規定による担保の解除は、関税法基本通達 <u>9 の 11－10</u>（担保の解除手続）の(4)に準ずる。 なお、据置担保を提供している場合にあっては、後記(4)による。 (4) （省略） 第 7 節 加工又は修繕のため輸出された貨物の減税 （加工又は修繕のため輸出された貨物の減税） 11－1 法第11条の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 (1) （省略） (2) 次に掲げる場合においては、本条を適用することなく、便宜、法第14条第10号を適用して差し支えないものとする。 イ 加工又は修繕のため本邦から輸出した貨物が、その輸出の許可の際の性質及び形状が<u>変っていない</u>と認められる程度の簡単な加工又は修	第 4 節 不当廉売関税 （新規供給者に係る貨物に係る担保の提供等） 8－1 不当廉売関税に関する政令（平成 6 年政令第 416 号）第 17 条の 2 <u>《新規供給者に係る貨物に係る担保の提供等》</u>の規定に関する取扱いについては、次による。 (1) 令第 17 条の 2 第 1 項 <u>《新規供給者に係る担保額の通知》</u>の規定による財務大臣からの通知に係る輸入申告の許可に当たり、輸入者に対し、担保の提供を命ずる場合は、「担保提供命令通知書」（税関様式 T 第 1005 号）により行う。 この場合の担保の提供手続については、関税法基本通達 <u>9 の 6－1</u>（関税の担保の種類）から <u>9 の 6－9</u>（担保の追加提供）により処理する。なお、担保の提供を命じた場合には、関税法第 72 条 <u>《関税等の納付と輸入の許可》</u>の規定により、当該輸入者から担保の提供がなければ、当該輸入申告に係る許可はできないので留意する。 (2) （同左） (3) 令第 17 条の 2 第 2 項 <u>《担保の廃止》</u>の規定による担保の解除は、関税法基本通達 <u>9 の 6－10</u>（担保の解除手続）の(4)に準ずる。 なお、据置担保を提供している場合にあっては、後記(4)による。 (4) （同左） 第 7 節 加工又は修繕のため輸出された貨物の減税 （加工又は修繕のため輸出された貨物の減税） 11－1 法第11条の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 (1) （同左） (2) 次に掲げる場合においては、本条を適用することなく、便宜、法第14条第10号<u>《再輸入免税》</u>を適用して差し支えないものとする。 イ 加工又は修繕のため本邦から輸出した貨物が、その輸出の許可の際の性質及び形状が<u>変っていない</u>と認められる程度の簡単な加工又は修

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
繕（例えば、ねじ締め、油洗い、注油等）をしただけで輸入される場合 ロ （省略）	繕（例えば、ねじ締め、油洗い、注油等）をしただけで輸入される場合 ロ （同左）
（加工又は修繕用貨物の輸出の手続） 11－3 令第 5 条第 1 項に規定する加工又は修繕のため輸出する場合の手続については、次による。 (1) （省略） (2) <u>1 契約に係る 2 回目以降の加工又は修繕用貨物の輸出申告の際には、既に確認を受けた確認申告書（交付用）を提示する。</u> (3) 同項に規定する「加工又は修繕のため輸出するものであることを証する書類」は、輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）第 2 条第 1 項第 2 号《輸出の承認》の規定に基づき発給された輸出承認証又は加工、修繕に関する契約書とする。 ただし、当該契約書の提出が困難であると認められるときは、契約書以外の加工又は修繕の事実を証明し得る書類（例えば、外国の輸出者又は製造者との間の通信文書）であっても差し支えないものとする。 加工、修繕に関する契約書等は、1 通提出させ、必要な確認を行ったときは、確認印を<u>押印</u>して申告者に返付する。<u>なお、1 契約に係る加工又は修繕用輸出貨物が分割又は継続して輸出される場合においては、2 回目以降の輸出申告の際には、加工、修繕に関する契約書等の返付用の提示をもってその提出に代えて差し支えない。</u> (4) 貨物に付された識別記号（製造番号等）又は当該貨物に係る仕入書、パッキングリスト等の輸出関係書類の記載内容（以下この項において「識別記号等」という。）により、輸入の際にその同一性の確認が可能なものについては、写真、カタログ等の資料の提出は要しないものとする。この場合において、当該貨物に係る輸出申告書（許可書用）の税関記入欄に当該識別記号等を記入する等の措置を行うものとする。 なお、税関記入欄等への記入に代えて仕入書等に記載された識別記号等により、同一性の確認を行う場合には、その旨を税関記入欄に記載することとし、当該仕入書等の写しを税関に提出させ審査印を<u>押印</u>した上返付する。	（加工又は修繕用貨物の輸出の手続） 11－3 令第 5 条第 1 項に規定する加工又は修繕のため輸出する場合の手続については、次による。 (1) （同左） <u>（新設）</u> (2) 同項に規定する「加工又は修繕のため輸出するものであることを証する書類」は、輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）第 2 条第 1 項第 2 号《輸出の承認》の規定に基づき発給された輸出承認証又は加工、修繕に関する契約書とする。 ただし、当該契約書の提出が困難であると認められるときは、契約書以外の加工又は修繕の事実を証明し得る書類（例えば、外国の輸出者又は製造者との間の通信文書）であっても差し支えないものとする。 加工、修繕に関する契約書等は、1 通提出させ、必要な確認を行ったときは、確認印を<u>押なつ</u>して申告者に返付する。 (3) 貨物に付された識別記号（製造番号等）又は当該貨物に係る仕入書、パッキングリスト等の輸出関係書類の記載内容（以下この項において「識別記号等」という。）により、輸入の際にその同一性の確認が可能なものについては、写真、カタログ等の資料の提出は要しないものとする。この場合において、当該貨物に係る輸出申告書（許可書用）の税関記入欄に当該識別記号等を記入する等の措置を行うものとする。 なお、税関記入欄等への記入に代えて仕入書等に記載された識別記号等により、同一性の確認を行う場合には、その旨を税関記入欄に記載することとし、当該仕入書等の写しを税関に提出させ審査印を<u>押なつ</u>した上返付する。

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税の手続） 11－4 令第 5 条の 2 に規定する加工又は修繕のため輸出された貨物の減税の手続については、次による。 (1) 同条に規定する「加工又は修繕を証する書類」は、前記 11－3 の(3)による輸出承認証又は加工、修繕に関する契約書等とする。 (2)及び(3) （省略） （加工又は修繕貨物の再輸入期間の延長の承認申請手続） 11－8 令第 5 条の 3 に規定する申請書は、「再輸入・再輸出・輸入期間延長承認申請書」（T－1065）とし、2 通（原本、承認書用）を加工又は修繕用貨物の輸出許可税関官署に提出させ、承認したときは、うち 1 通（承認書用）に承認印（C－5006）を<u>押印</u>して<u>申請者</u>に交付する。	（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税の手続） 11－4 令第 5 条の 2 に規定する加工又は修繕のため輸出された貨物の減税の手続については、次による。 (1) 同条に規定する「加工又は修繕を証する書類」は、前記 11－3 の(2)による輸出承認証又は加工、修繕に関する契約書等とする。 (2)及び(3) （同左） （加工又は修繕貨物の再輸入期間の延長の承認申請手続） 11－6 令第 5 条の 3 <u>《再輸入の期間の延長の承認申請手続》</u>に規定する申請書は、「再輸入・再輸出・輸入期間延長承認申請書」（T－1065）とし、2 通（原本、承認書用）を加工又は修繕用貨物の輸出許可税関官署に提出させ、承認したときは、うち 1 通（承認書用）に承認印（C－5006）を<u>押</u>な<u>つ</u>て<u>申請書</u>に交付する。
第 8 節 製造用原料品の減税又は免税 （製造用原料品に関する担保の解除） 13－18 法第 13 条第 3 項の規定に基づき製造用原料品の輸入（減免税）の際に提出させた担保は、原則として当該輸入（減免税）の製造用原料品の全部が製造された場合に解除する。ただし、輸入（減免税）製造用原料品の一部が製造された際に検査したものについては、当該検査に係る分について解除して差し支えない。 なお、担保の解除に当たっては、令第 9 条第 3 項の規定により交付を受けた製品検査書を提出させ、関税法基本通達 <u>9 の 11－10</u>（担保の解除手続）により処理する。	第 8 節 製造用原料品の減税又は免税 （製造用原料品に関する担保の解除） 13－18 法第 13 条第 3 項 <u>《担保》</u>の規定に基づき製造用原料品の輸入（減免税）の際に提出させた担保は、原則として当該輸入（減免税）の製造用原料品の全部が製造された場合に解除する。ただし、輸入（減免税）製造用原料品の一部が製造された際に検査したものについては、当該検査に係る分について解除して差し支えない。 なお、担保の解除に当たっては、令第 9 条第 3 項 <u>《製品検査書の交付》</u>の規定により交付を受けた製品検査書を提出させ、関税法基本通達 <u>9 の 6－10</u>（担保の解除手続）により処理する。
第 13 節 外交官用貨物等の免税 （外交官用自動車の用途外使用） 16－2 法第 16 条第 1 項の規定により関税の免除を受けた自動車をその輸入許可の日から 2 年以内にその用途以外の用途に供した場合における取扱い	第 13 節 外交官用貨物等の免税 （外交官用自動車の用途外使用） 16－2 法第 16 条第 1 項の規定により関税の免除を受けた自動車をその輸入許可の日から 2 年以内にその用途以外の用途に供した場合における取扱い

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
は、次による。 (1)～(4) （省略） (5) 令第30条に規定する申請書は、「外交官用自動車損傷減税申請書」（T-1330）とし、2通（原本、承認書用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。（関税法基本通達7-4参照））を提出させ、受理したときは、1通（承認書用）に承認印（C-5006）を<u>押印</u>して<u>申請者</u>に交付する。 第 14 節 再輸出免税 （再輸出免税貨物の免税手続等） 17-2 再輸出貨物の免税手続については、次による。 (1) 令第34条に規定する書面は、「再輸出貨物減免税明細書」（T-1340）とし、2通（原本、事後確認用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。（関税法基本通達7-4参照））を輸入（納税）申告書に添付して提出することを求める。この場合において、事後確認用は事後確認担当部門へ回付する。 なお、郵便物（関税法第76条第1項の規定に基づく簡易手続が適用されるものに限る。）については、「再輸出貨物減免税申請書」（再輸出貨物減免税明細書の表題中「明細書」を「申請書」に訂正の上、使用させて差し支えない。）3通（原本、承認書用、事後確認用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。（関税法基本通達7-4参照））の提出を求め、免税を承認したときは、うち1通（承認書用）を承認書として<u>申請者</u>に交付する。 (2)及び(3) （省略） (4) 再輸出免税貨物の輸出時の同一性の確認のための処理については、前記11-3の<u>(4)</u>の規定に準ずる。 （旅客携帯品の再輸出免税の取扱いについて） 17-8 （省略） 1. ～ 3. （省略）	は、次による。 (1)～(4) （同左） (5) 令第30条<u>《外交官用貨物等の用途外使用の場合における変質又は損傷による減税の手続》</u>に規定する申請書は、「外交官用自動車損傷減税申請書」（T-1330）とし、2通（原本、承認書用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。（関税法基本通達7-4参照））を提出させ、受理したときは、1通（承認書用）に承認印（C-5006）を<u>押なつ</u>して<u>申請書</u>に交付する。 第 14 節 再輸出免税 （再輸出免税貨物の免税手続等） 17-2 再輸出貨物の免税手続については、次による。 (1) 令第34条に規定する書面は、「再輸出貨物減免税明細書」（T-1340）とし、2通（原本、事後確認用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。（関税法基本通達7-4参照））を輸入（納税）申告書に添付して提出することを求める。この場合において、事後確認用は事後確認担当部門へ回付する。 なお、郵便物（関税法第76条第1項の規定に基づく簡易手続が適用されるものに限る。）については、「再輸出貨物減免税申請書」（再輸出貨物減免税明細書の表題中「明細書」を「申請書」に訂正の上、使用させて差し支えない。）3通（原本、承認書用、事後確認用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。（関税法基本通達7-4参照））の提出を求め、免税を承認したときは、うち1通（承認書用）を承認書として<u>申請書</u>に交付する。 (2)及び(3) （同左） (4) 再輸出免税貨物の輸出時の同一性の確認のための処理については、前記11-3の<u>(3)</u>の規定に準ずる。 （旅客携帯品の再輸出免税の取扱いについて） 17-8 （同左） 1. ～ 3. （同左）

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
4. 担保 旅客携帯品について再輸出免税を認めた場合は、担保を提供させるものとし、この場合の担保は、関税法基本通達 <u>9 の 11－1</u>（関税の担保の種類）の(5)による保証人の保証とする。 なお、担保の提供及び解除の手続については、関税法施行令第 8 条の 2 及び同令第 8 条の 4 による。 5. 及び 6. （省略） 第18節 輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税 （郵便により輸入又は輸出する場合の取扱い） 19の 3－7 輸入時と同一状態で再輸出する貨物を郵便によって輸入又は輸出する場合（関税法第76条第 1 項の規定に基づく簡易手続が適用される場合に限る。）における戻し税の適用の手続は、次による。 (1) （省略） (2) 輸入時と同一状態での再輸出を郵便によって行う場合の手続は、関税法基本通達76－2－3に準じた手続により行う。この場合において、前記<u>19の 3－6</u>に規定する貨物の同一性の認定手続は当該郵便物が通関郵便局又は配達郵便局に差し出される前に行う。なお、前記19の 3－5の「輸入時と同一状態で再輸出される貨物の関税払戻し（減額）申請書」は、当該郵便物が通関郵便局又は配達郵便局に差し出された後に受理することになるので留意する。 第20節 軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等 （農林漁業用重油等に関する用語の意義及び取扱い等） 20の 2－2 令第57条第 9 号に掲げる重油及び粗油（以下本項において「農林漁業用重油等」という。）に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 (1)～(5) （省略） (6) 帳簿の備付け等の義務を有する者 令第59条第 2 項及び令第60条第 2 項の規定の意義及び取扱いについて	4. 担保 旅客携帯品について再輸出免税を認めた場合は、担保を提供させるものとし、この場合の担保は、関税法基本通達 <u>9 の 6－1</u>（関税の担保の種類）の(5)による保証人の保証とする。 なお、担保の提供及び解除の手続については、関税法施行令第 8 条の 2 及び同令第 8 条の 4 による。 5. 及び 6. （同左） 第18節 輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税 （郵便により輸入又は輸出する場合の取扱い） 19の 3－7 輸入時と同一状態で再輸出する貨物を郵便によって輸入又は輸出する場合（関税法第76条第 1 項の規定に基づく簡易手続が適用される場合に限る。）における戻し税の適用の手続は、次による。 (1) （同左） (2) 輸入時と同一状態での再輸出を郵便によって行う場合の手続は、関税法基本通達76－2－3に準じた手続により行う。この場合において、前記<u>19－3－6</u>に規定する貨物の同一性の認定手続は当該郵便物が通関郵便局又は配達郵便局に差し出される前に行う。なお、前記19の 3－5の「輸入時と同一状態で再輸出される貨物の関税払戻し（減額）申請書」は、当該郵便物が通関郵便局又は配達郵便局に差し出された後に受理することになるので留意する。 第20節 軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等 （農林漁業用重油等に関する用語の意義及び取扱い等） 20の 2－2 令第57条第 9 号に掲げる重油及び粗油（以下本項において「農林漁業用重油等」という。）に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 (1)～(5) （同左） (6) 帳簿の備付け等の義務を有する者 令第59条第 2 項及び令第60条第 2 項の規定の意義及び取扱いについて

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
は、次による。 イ 「その他の販売者」とは、無税重油等の卸売、小売その他の販売者（現物の受渡しが行われる営業所、油槽所及び販売の委託を受けてその業務を営む者を含む。）で輸入者以外の者をいい、上記<u>(5)</u>により振替の承認を受けた者を含む。 ロ及びハ （省略） (7) （省略）	は、次による。 イ 「その他の販売者」とは、無税重油等の卸売、小売その他の販売者（現物の受渡しが行われる営業所、油槽所及び販売の委託を受けてその業務を営む者を含む。）で輸入者以外の者をいい、上記<u>(4)</u>により振替の承認を受けた者を含む。 ロ及びハ （同左） (7) （同左）